

Let's 火の用心!!

11/9（日）から11/15（土）までは、

『秋の火災予防運動』

が実施されます。

住宅用火災警報器の、設置率と条例適合率をご存じですか？

郡山地方広域消防組合消防本部の設置率調査では、

設置率が82%、条例適合率63%となります。

条例適合率とは、火災予防条例に基づいて適正に設置されているかを表した数値となります。

設置場所について、3つの条件がありますので、一度ご確認ください。

- ・就寝の用に供する居室
- ・寝室が2階以上にある場合は、階段上部の天井部
- ・寝室以外の居室（床面積7㎡以上）が5部屋ある階の廊下部分

～ 命を守る3つの行動 ～

- 1 住宅用火災警報器を点検しましょう
また、故障や電池切れなど異常があれば交換しましょう
- 2 暖房器具を使用する前に清掃、点検をしましょう
- 3 家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう



SNS
公式アカウント



YouTube

facebook

Instagram

X (旧Twitter)



公式ウェブサイト
よりご覧ください

Let's 火の用心!!

11/9 (日) から11月15 (土) までが、

あ き か さ い よ ぼ う う ん ど う

『秋の火災予防運動』

の期間となっているよ。

みんな住宅用火災警報器は知っているかな？

住宅用火災警報器は、もし、お部屋の中で火が出たときにみんなに知らせる機器だよ。

秋の火災予防運動の期間中に、お家にきちんと着いているかと、動くかをお父さんやお母さんと一緒に確認してみてね！！

火まもり君と約束だよ！！

KORIYAMA
FIRE DEPT



～ 命を守る3つの行動 ～

1 住宅用火災警報器を点検しましょう
また、故障や電池切れなど異常があれば交換しましょう

2 暖房器具を使用する前に清掃、点検をしましょう

3 家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう

郡山消防本部予防課・郡山地方消防防災協会